

オミクロン株に係る「自主療養」の開始について

一定の年齢で基礎疾患が無い等の重症化リスクが低い方に対して、抗原検査キット等を活用した本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、ITによる健康観察サービスを受ける「自主療養」を選択いただける仕組みを構築し、「自主療養届出システム」の運用を1月28日（金）から開始することとしましたので、関係機関のご理解ご協力をお願いします。

1 目的

現在、新型コロナウイルス感染症患者の急増により、多くの有症状者が発熱診療等医療機関を受診し、検査や受診に多くの時間を要しており、また、保健所においても疫学調査が逼迫し、患者への健康観察等の対応に遅れが生じている状況です。

こうした事態を踏まえ、医療機関や保健所の対応を高リスク者へ限定し、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供することを目指すため、症状が軽く、重症化リスクが低い方については、「自主療養」の仕組みを導入します。

2 経緯

(1) 令和4年1月21日開催の令和3年度第10回神奈川県感染症対策協議会

オミクロン株の感染急拡大に対する対応について協議を行い、年齢や基礎疾患の有無などから「重点観察対象者」を選定し、重点的に保健所による健康観察を行うこととしました。

【重点観察対象者】

- ・ 50歳以上
- ・ 5歳以下
- ・ 6歳から49歳で、基礎疾患、肥満、妊娠等重症化リスク因子がある

(2) 令和4年1月24日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」

自治体の状況に応じて、保健医療体制の重点化及び自主療養を可能とする方針が示されました。

3 自主療養の選択

「重点観察対象者」に該当しない方は、これまでの医療機関の受診に加えて、本人のセルフテスト等による陽性判明時点から、医療機関を受診せず即時に療養を開始し、ITによる健康観察サービス等(※)を受ける「自主療養」を選択いただけます。

なお、症状の悪化等健康上の不安がある場合などは、従来と同じ発熱等診療医療機関を受診したうえで、保健所の判断により、自宅療養又は宿泊療養施設での療養支援を受けることもできます。

※ ITによる健康観察サービス等とは、神奈川県療養サポート（LINE）又はAIコール（Aicall）により、健康観察を行うもので、自主療養開始後、健康観察を行っている中で、症状の悪化

等により医療機関の受診等を希望するなど、症状に関する相談を行いたい場合には、療養者の健康悪化等の相談を受けるコールセンターである「コロナ119」に電話していただくことになります。

4 自主療養届の交付

自主療養を行う方は、従来の保健所からの連絡や、医療機関による診断書が得られないため、これに代わるものとして、県が療養開始を証明する「自主療養届」の交付を行うこととしました。通学先、保育先、勤務先等に対して休暇休業等を申請する際に活用いただくことを想定しています。

5 自主療養届の登録手続き

インターネットから、県が運営する「自主療養届出システム」のWEBフォームに必要事項を入力することにより登録が行われ、PDFファイルにより「自主療養届」が交付されますので、ご自身で印刷の上、ご活用ください。

【WEBフォーム入力項目】

- ・氏名、生年月日、住所、メールアドレス、身長・体重
- ・発症日
- ・基礎疾患の有無
- ・妊娠（可能性も含む）の有無
- ・抗原検査キット/無料検査の検査結果が分かる画像
- ・提出先の組織名称、所在地、連絡先

【自主療養届の印字情報】

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・メールアドレス
- ・発症日、療養終了予定日
- ・発行日

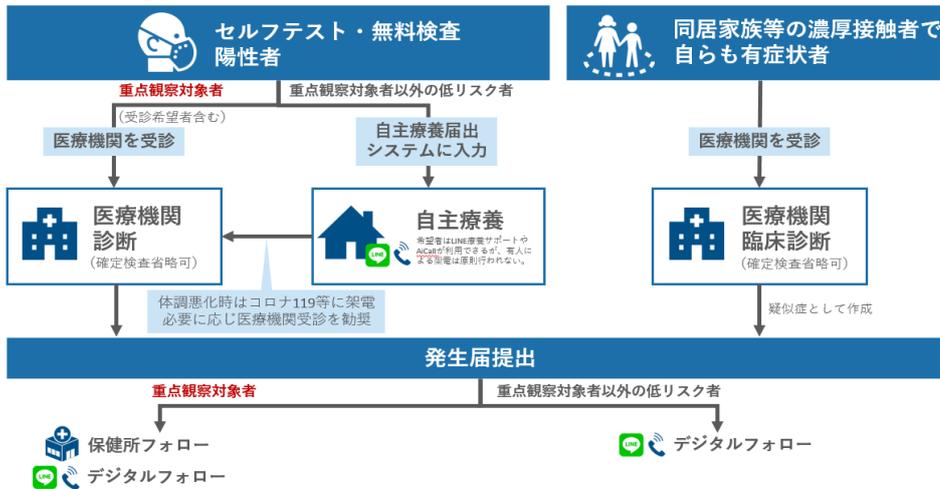
6 運用開始日

令和4年1月28日（金）

7 FAQ

運用開始日に公開される県ホームページをご覧ください。

感染急拡大時の外来診療及び自主療養について



【別添資料】

第51回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料より

- ・「オミクロン対応のステップ3」
- ・「自主療養のあり方について」

【参考資料】

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
- ・「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和3年11月30日（令和4年1月24日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

【参考】自主療養届のイメージ
(画像は開発中のものです。変更になる可能性があります。)



自主療養届管理番号:〇〇〇〇〇

新型コロナウイルス感染症 自主療養届

私は、自ら検査を行い新型コロナウイルス感染症に感染していることを確認したため、「自主療養届出システム」を利用して神奈川県に対し自主療養を始めたことを届け出ました。

〇 届出者の情報

氏名	神奈川 太郎
生年月日	〇〇〇〇年 〇月 〇日
住所	〇〇市 〇〇 〇〇-〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@〇〇.〇〇
発症日	令和〇〇年〇月〇日
療養終了予定日 (目安)	令和〇〇年〇月〇日 〔発症日から10日後の日付です。症状が残る場合は、 症状がなくなってから72時間後が療養終了日となります〕

神奈川県
自主療養届出システム



発行日 〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

(有効期限は発行日から1か月です)

発行：神奈川県健康医療局